

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果 (保育所)

1 評価機関

名 称	特定非営利活動法人ニッポン・アクティブライフ・クラブ ナルク千葉福祉調査センター
所 在 地	千葉県鎌ケ谷市道野辺本町1-12-18
評価実施期間	令和元年 7月 29 日 ~ 令和 2年2月18日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称	野田市立 尾崎保育所		
(フリガナ)	ノダシリツ オサキホイクショ		
所 在 地	270-0235 千葉県野田市尾崎1714		
交通手段	東武アーバンパークライン 川間駅より車で5分(徒歩25分)		
電 話	04-7129-2009	FAX	04-7129-2066
ホームページ	http://www.nihonhoiku.co.jp/facilities/hoikuen/osaki/index.html		
経営法人	株式会社 日本保育サービス		
開設年月日	昭和19年4月1日		
併設しているサービス	なし		

(2) サービス内容

対象地域									
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計		
	12	18	30	30	30	30	150		
敷地面積	573.04㎡			保育面積		372.57㎡			
保育内容	0歳児保育		障害児保育		延長保育		夜間保育		
	休日保育		病後児保育		一時保育		子育て支援		
健康管理	健康管理マニュアルに沿って実施								
食事	朝おやつ(乳児) 昼食 おやつ 補食・夕食(延長保育)								
利用時間	月~土 7:00~20:00 日・祝 7:00~18:00								
休 日	12/29~1/3								
地域との交流	高齢者・小学生・中学生職場体験・実習生受入・園だより・畑借用								
保護者会活動	保護者会・運営協議会(年2回)・行事参加、手伝い・アンケート調査								

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
		14	19	33
専門職員数	保育士	看護師	栄養士	シルバー人材派遣
	22	1	1	
	保健師	調理師	その他専門職員	
		7	2	

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	認可保育所の為、野田市保育課に申し込み。問い合わせ先〈野田市児童家庭部保育課〉 電話：04-7125-1111 内戦：2175・2149 月～金（年末年始は除く）		
申請窓口開設時間	月～金曜日（祝日・年末年始は除く）8時30分～17時15分		
申請時注意事項	保護者が仕事や病気などの事情で昼間、子どもの保育ができない場合でかつ同居の親族やその他の人が保育できないと認められる場合、保育所で乳幼児を保育します。ただし年末、年始は休所となります。		
サービス決定までの時間	原則的に毎月1日付けの入所となり、受付は入所希望日の前月10日までの申し込み		
入所相談	野田市市役所保育課、当保育所で随時お受けしております。		
利用料金	保育料は所得税、市民税、児童年齢などで異なる。午後6時以降の保育には延長料金が別途必要。10月から3歳以上児保育料無償化となり、給食費(副食費・主食費)保護者負担となる。		
食事料金	3歳未満は保育料に含まれる。3歳児以上給食費保護者負担		
苦情対応	窓口設置	①尾崎保育所苦情受付担当者；尾形 祐子 ② // 苦情解決責任者；小池 紀子 ③野田市；児童家庭部保育課	
	第三者委員の設置	石山 義男	濱野 愛子

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<p>※運営理念 ①安全・安心を第一に 室内整備はもちろん、健康管理や衛生管理などハード・ソフト両面にわたり万全に安全対策を講じています。 ②お子様にとっていつまでも思い出に残る保育を 保育所はお子様が一日の大半を過ごす場所です。卒園後も心に残る思い出がたくさん作れるような保育を目指します。 ③利用者(お子さま・保護者ともに)のニーズに合った保育サービスを提供 子育てと仕事との両立を図る保護者の為の延長保育や休日保育を行い、地域に開けた保育所を目指し、地域子育て支援や育児相談なども積極的に行います。 ④職員が楽しく働けること 当社では職員が楽しく働けることをモットーにしています。職員自身が楽しく仕事をしてこそ、心から自然とお子さま保護者に接することが出来、「保育の質の向上」につながると考えています。今後も職員が健康で楽しめる環境作りを積極的に取り組んでいきます。</p> <p>※園目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元気で優しい子 ・自分で考えながら行動できる子 ・心豊かで行動力がある子 <p>※保育の特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> ・五感で育てる保育 ・生きる力をはぐくむ保育 ・主体的な生活による保育 ・異年齢保育 ・延長保育・休日保育
<p>特 徴</p>	<p>①住宅地ではありますが、近くに工業団地があります。田畑や木々は多いものの、公共の遊び場は少ないですが、園庭遊びや地域の小学校・ボーイスカウト広場など広々とした安全な場所を提供していただき、体を十分に使った遊びが充実しています。 ②保護者の勤務体系に応じ、近隣の保育所に通うお子様も含め、休日保育を行っています。</p>
<p>利用（希望）者 へのPR</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・遊びや生活の中、また様々な行事やプログラム（英語・体操・リトミック等）を通して、感受性や好奇心を育み、子どもの「自ら伸びる力」や生涯にわたる基礎となる「後伸びする力」を育てる保育を目指します。 ・戸外遊びを十分に楽しみ四季や自然の力を体感させ、視覚、聴覚、味覚、触覚、臭覚の五感で感じる保育の充実を図り、お子様一人一人の発達に応じた保育を行います。 ・食育に力を入れ「楽しく食べよう」を目標に様々な野菜を栽培・収穫をしました。収穫した野菜が給食やおやつに提供されたり・クッキング保育で調理し、子ども達が色々な食材に興味を持ち、口に出来るよう取り組んでいます。また、保護者の方にも、食育に興味や関心をもって頂けるよう、子ども達が栽培し収穫した野菜を展示したり、人気メニューのレシピを給食だよりに掲載したりしています。また給食試食会を開催し、子ども達の食事を試食していただきました。 <p>ホームページにも日々の保育、イベント、行事などお子様の様子をアップしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月～土曜日は7：00～20：00まで開園し延長保育では補食・夕食を提供しています。また、日曜日・祝日は近隣の保育所に通うお子様（保護者就労の場合）をお預かりし、休日保育を行っています。

福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること
1. 子どもが楽しみながら行う食育を目指しています。
プランターや畑で栽培した夏野菜(オクラ・キュウリ・ナス・ピーマン・スイカ)やサツマイモ・ジャガイモの収穫を通して、自然の恵みとして知る機会が設けられています。 収穫した野菜を使い、3歳から5歳児は毎月1回のクッキング保育が行われています。スイートポテトやピザ、焼きおにぎり、そして、5歳児のお泊り保育にはカレーを作るなど、子どもたちの発達に合わせたメニューを栄養士と担任が企画し、提供されています。 保護者からはクッキング保育のレシピを見て、家庭でも一緒に楽しんで調理したことや嫌いな野菜も食べられるようになったと喜びの声が聞かれます。
2. 一つのことをやり遂げようとする子どもたちと、それを見守り援助する保育士の働きかけで、子どもたちはのびのびといろいろな遊びを楽しんでいます。
戸外では、草木や遊具を使って遊びが展開されています。室内では、発表会に向けて劇遊びごっこが行われています。各場面で保育士は子どもたちの思いを聞きそれを受け止めて、遊びを楽しくやり遂げようとする子どもたちの姿が見られました。
3. 子どもたちが自発的に遊ぶことが出来る環境が整えられています。
所庭の砂場では、大きい子が小さい子をいたわりながら遊び、一緒に声をかけながら片づける姿がありました。砂場遊具の棚には、玩具のマークが貼られ、遊んだ後はマークのところに片づけられています。0, 1, 2歳児の保育室では、コーナーを意識させ安全で自由に遊べるようにマットの色を変えています。3歳以上児の保育室では、持ち運びができるコーナーが用意され、自由に玩具を取り出して遊びこめるように工夫されています。子どもが自発的に遊びこめる環境について、保育士同士の話し合いが続けられています。
さらに取り組みが望まれるところ
1. 研修受講拡充への条件整備が望まれます。
自由選択研修等に加え国の制度によるキャリアアップ研修が始まりましたが、それらへの参加には個人で対応するには障害が多く、円滑な受講には条件が不十分のようです。就業の一部免除や補助などの研修受講での援助の拡充により、保育士のやりがいを高め、自己研鑽への努力が発揮できるよう条件整備が望まれます。
2. 勤務シフトの編成や利用者の要望への対応が厳しい状況にあります。適正な要員配置や外部委託の検討が望まれます。
要員の逼迫により、勤務シフトの編成や有給休暇の取得などが厳しくなっています。また一部は対応がされていますが、保護者からの清掃等への指摘がありますが難しい状況です。保育士が保育に専念できるよう、適正な要員配置と委託可能な業務は外部に委託できる体制が望まれます。
(評価を受けて、受審事業者の取組み)
職員体制が厳しい中、室内の清掃が行き届かないところもありました。大きいクラスは、子どもと一緒に清掃を行いながら生活をしてきました。なかなか細かいところまでの清掃ができなかったことは環境設定として、今後の課題となっています。 それ以上に子どもたちの自発的に遊びこめる環境づくりを職員みんなで、一つひとつ確認しながら話し合うことができました。まだまだこれからと思っています。 職員の中でいろいろな意見を出し合えることができるようになってきたのも園の中では、良い方向になってきたと思います。今後もさらなる話し合いを続けていきたいと思っています。 また職員が楽しく保育ができるよう常に共有する時間を設けてきました。職員の笑顔が子どもの笑顔にもつながるようです。尾崎保育所の自然豊かな環境の中で、子どもたちの成長を見守れるよう、今後も職員みんなで協力していき、子どもたちの笑顔のために保育を行っていききたいと思います。

福祉サービス第三者評価項目（保育所）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目		
				■実施数	□未実施数	
I	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	理念・基本方針の確立	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	
			理念・基本方針の周知	2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	
				3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	
		2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化 計画の適正な策定	4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	4	
				5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	
		3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	5	
		4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	7 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	3	
				8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4	
			職員の就業への配慮	9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	
			職員の質の向上への体制整備	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	5	
II	適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	利用者尊重の明示	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	
				12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4	
			利用者満足の向上	13 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	
			利用者意見の表明	14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	
		2 保育の質の確保	保育の質の向上への取り組み	15 保育内容について、自己評価を行い課題発見改善に努め、保育の質の向上に努めている。	3	
			提供する保育の標準化	16 提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	
		3 保育の開始・継続	保育の適切な開始	17 保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	2	
				18 保育の開始に当たり、保育方針や保育内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	
		4 子どもの発達支援	保育の計画及び評価	19 保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	3	
				20 保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	
				21 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	5	
				22 身近な自然や地域社会と関わられるような取組みがなされている。	4	
				23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	5	
				24 特別な配慮を必要とする子どもの保育が適切に行われている。	6	
				25 長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	3	
				26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3	
				子どもの健康支援	27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	3
28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3					
5 安全管理	環境と衛生	30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3			
	事故対策	31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4			
	災害対策	32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5			
6 地域	地域子育て支援	33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5			
計					129	0

項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 整備や実行が記録等で確認できる。 確認できない。

評価項目	標準項目
1 理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針が文書(事業計画等の法人・事業所内文書や広報誌、パンフレット等)に明記されている。 ■ 理念・方針から、法人が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■ 理念・方針には、法の趣旨や人権擁護、自立支援の精神が盛り込まれている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同社のHPや入園案内また保育園運営マニュアルに「運営理念」「保育理念」「運営方針」が、また全職員に配られる『CREDO』に経営理念が記載されています。 ・経営理念「子どもたちの笑顔のために・・・」から、法人が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができます。 ・グループ運営理念、行動準則などに法の趣旨や人権擁護、自立支援の精神が盛り込まれています。 ・マニュアルやCREDOでも、法人の使命や目指すものが読み取れます。 ・経営理念などに法の趣旨や人権擁護、自立支援の精神等が盛り込まれています。 	
2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■ 理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■ 理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理念・方針・目標は、保育園玄関に掲示がされています。職員はCREDO(行動規範)を携行し、日頃からそれを念頭に仕事に取り組んでいます。 ・会議や昼礼等で確認、行事後の振り返りを通して意見交換や確認が行われていますが、理念や行動準則を日常の運営の中で生かしていくため、さらなる工夫が望まれます。 	
3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約時等に理念・方針が理解し易い資料を作成し、分かり易い説明をしている。 ■ 理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■ 理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入園説明会の際に、理念・方針・目標が記載されている「入園のしおり」と「重要事項説明書」により丁寧な説明がされています。 ・運営委員会や、個人面談・懇談会を年2回行い、保護者への説明や話し合いの場を設けています。 ・毎月の園だよりやクラスだよりを通して伝えるとともに、送迎時の会話も大切にしています。また、コミュニケーションアプリでクラスでの子どもたちの活動を1日1回写真付きで保護者へ配信し、理念、方針の実践面を具体的に伝えています。 	
4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 ■ 理念・基本方針より重要課題が明確にされている。 ■ 事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 ■ 現状の反省から重要課題が明確にされている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部の事業計画を受けて、園の中長期計画を作成し課題を明確にしています。前後期で評価反省が行われています。 ・理念・基本方針、またクレドにより重要課題が明確になっています。 ・地域の子育て支援施設としての役割を定期的に見直し、重要課題を明確にしています。また、事業環境の分析については、運営本部の担当者や本部の責任者等が予実の管理を行うと共に、今後の園の運営課題の分析を行っています。 ・職員会議で日常の保育の振り返りや行事の反省、運営上の反省、評価から、課題を明らかにしています。 	
5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員と幹部職員が話し合う仕組みがある。 ■ 年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。 ■ 方針や計画、課題の決定過程が、一部の職員だけでなく、全ての職員に周知されている。

<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園での課題に対しては、職員会議や昼礼で話し合い、必要なものは本部や千葉ブロックを統括する副ブロック長へ報告がされます。園長会議の内容は、昼礼や職員会議で報告し共有化がはかられています。 ・園での方針や日々の保育中に起こる課題や保護者の意見等を取り入れて見直しや評価を繰り返し、改善向上に努められています。 ・事業計画は前年度の反省や要望、改善点等を考慮して起案し、職員会議で全職員で検討し決定されています。実行後にはその都度反省、評価、今後の課題、次年度への申し送り等の記録がされています。 ・会社や園の方針、課題は職員会議にて全職員に伝えられています。参加できなかった職員に関しては、同クラス職員間で伝え合い、議事録の確認が行われています。 		
6	<p>理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■ 職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生れ易い職場づくりをしている。 ■ 研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■ 職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■ 評価が公平に出来るように工夫をしている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理念・方針に基づいた指導計画や日々の保育日誌に目を通し、各クラス、個人に対する課題の把握やアドバイスが行われています。 ・日々の保育や行事の運営等、職員が自主的に話し合い、立案し進めていけるよう、また少人数の会議を行うこと、より発言しやすい場を設けたり、行事等には全員の力で作り上げていけるようになることを目標としています。 ・対象職員は階層別研修を受講し、研修終了後は、研修レポートを提出し職員間で共有化がはかられています。個別に年間研修計画を立て、その内容は園長が確認し助言、指導がわれています。自由選択研修では個人が必要であろうと思われる項目を受講すすめる声掛けも行われています。 ・面談や日頃から職員個々の保育などの様子を把握し、長いスパンでの職員の成長に目を向けた評価ができるよう心掛けられています。 		
7	<p>施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 法の基本理念など踏まえて、保育所の倫理規程があり、職員に配布されている。 ■ 従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■ プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令遵守等については就業規則、業務マニュアル等に記載されています。コンプライアンスについてロッカールームに掲示されています。 ・倫理及び法令順守に関しては、入社前研修や各種社内研修で行われています。 ・個人情報に関わるものは、鍵のかかる場所に保管するようしており、プライバシー保護については、昼礼や職員会議時に話し合う機会が設けられています。 		
8	<p>人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人材育成方針が明文化されている。 ■ 職務権限規定等を作成し、従業者の役割と権限を明確にしている。 ■ 評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 ■ 評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「人材育成ビジョン」により人材育成方針が明らかになっています。 ・「人材育成ビジョン」と、職務分担表により、各々の役割を定義すると共に、職員に対する期待水準が明確にされています。 ・評価は、年2回、自己査定をもとに行われています。園長による査定の後、副ブロック長による評価が加わります。 ・評価結果については、考査後面談を行い評価している点や今後の課題等が伝えられています。 		
9	<p>事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている。 ■ 把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■ 職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。 ■ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■ 育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得を励行している。

(評価コメント)	
<ul style="list-style-type: none"> ・園長と本部で有給消化率や時間外労働時間のデータを共有し把握、管理し、必要があれば注意喚起が行われていますが、法定の取得日数の管理だけでなく積極的な取得への施策が望まれます。 ・定期的に運営本部担当者が園を巡回し、園長や職員と面談が行われています。職員が不足している場合は採用の強化や応援態勢などの方策が採られます。また、園内でも残業が増えてくる場合には、主任やフリー保育士が代わりに対応するなどの措置がとられています。 ・園長、主任が一人ひとりと話しあう努力がされています。また、一年目社員の困っていること等は、先輩職員に相談するチューター制度があります。 ・悩み事などメンタルヘルスケアは外部のサポート会社に委託し、いつでも相談できるシステムが用意されています。 ・福利厚生事業としては、スポーツ施設が優待価格で利用できたり、親睦会の補助金制度があります。 ・今年、育児休暇取得者4名が職場復帰しました。 	
10	<p>職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 中長期の人材育成計画がある。 ■ 職種別、役割別に能力基準を明示している。 ■ 研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 ■ 個別育成計画・目標を明確にしている。 ■ OJTの仕組みを明確にしている。
(評価コメント)	
<ul style="list-style-type: none"> ・「人材育成ビジョン」により、保育士として目指す姿を明確にしています。同ビジョンはロッカールームに掲示されています。 ・「人材育成ビジョン」の中に経験年数や役職毎に能力基準を明示しています。 ・経験年数・役職別に階層別研修が計画的に実施されており、必修科目として全員参加しています。 ・個別年間研修計画は、前期と後期で作成し園長が内容を確認し、一人一人の培ってもらいたい部分を見出し、知識向上に繋がるよう助言しています。自由選択研修では個人の状況を考慮し、個々への声掛けを行っています。今年度は園内研修を4月から行っており、改訂された保育所保育指針についての理解を深めるため研修が行われています。 ・OJTの取り組みとして、新人が配属されるとすぐに複数担任のクラスに担任として保育業務に入ります。チューター制度により、先輩保育士が新人保育士の保育の指導を行います。チューターは新人の困ったこと悩んでいる事などの相談に乗るとともに、進捗状況について園長への報告相談が行われています。 	
11	<p>施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 法の基本方針や児童権利宣言など研修をしている。 ■ 日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■ 職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■ 虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
(評価コメント)	
<ul style="list-style-type: none"> ・法の基本方針や児童権利などについての研修は入社時に実施されています。また、必要に応じて虐待対応マニュアルに目を通すよう指導がされています。 ・子どもの主体性を大切にし、自分で選ぶことや個々の意思や意欲を尊重しながら日々の保育が行われています。 ・虐待などの認識がしっかり身に着くよう、研修などで職員への意識付けが行われています。互いの保育を確認しあい、気になる言動があった場合には園長、主任へ報告され本人に確認、指導が行われています。 ・朝の受け入れ時には保護者からの聞き取りの他に、子どもの全身を視診し確認しています。子どもが訴えていることには耳を傾け、なるべく気持ちに寄り添うよう心掛けられています。異常があった場合は園長に報告がされます。 ・虐待対応マニュアルをもとに、野田市の関係箇所や浦安市のこども家庭支援センターなどと連携を取る体制が整えられています。 	
12	<p>個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 ■ 個人情報の利用目的を明示している。 ■ 利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■ 職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
(評価コメント)	
<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護方針をホームページや重要事項説明書に記載し、職員に向けては業務マニュアルに記載し実行されています。 ・個人情報の利用目的は入園説明会時に説明が行われています。 ・実習生・ボランティア等に関しては、事前説明時にルールへの厳守と誓約書が提出されています。 ・園における個人情報の種類を再確認するとともに、開示の手続きの具体化が望まれます。 	
13	<p>利用者満足向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 利用者満足度を把握し改善する仕組みがある。 ■ 把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■ 利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 ■ 利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。

<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各行事毎にアンケートを実施し、次回の行事のため内容の見直しや改善に繋げています。 運営委員会でも意見交換の場を作り、問題点、改善点を話し合えるようにしています。アンケート結果を玄関に掲示しています。 出された意見要望は、迅速に改善策を立て、保護者に回答がされています。職員会議や昼礼で、保護者からの意見の周知や改善点の話し合いと指導が行われています。 送迎時に保護者ひとりひとりに出来るだけ声掛けを行い、いつでも話しやすい雰囲気作りが心掛けられています。 年に2回の懇談会、個人面談での内容が記録されています。 		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある	<ul style="list-style-type: none"> 保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> 苦情窓口の担当者は毎月の園だよりに掲載され、玄関先にも掲示し周知がはかられています。 「苦情解決に関する要項」が定められ、それに基づいてマニュアルが制定されています。 運営委員会で出された意見要望は丁寧に説明が行われています。内容は全て貴重な意見として取り扱われ、議事録が全保護者に配布されています。 出された意見は内容により、本部への確認や職員間での検討が行われ、出来るだけ早くきちんと回答するよう努力されています。 苦情としての実績はありません。 		
15	保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> 保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育内容は月案、週案、日案の記録を定期的に振り返り、年度末の会議では年間指導計画の見直しや評価が行われています。 事業、行事实施後にはアンケートを行い、保護者・職員の意見を取り入れ、次回につなげられています。 第三者評価の結果は、玄関ホールにおかれ、閲覧できるようにコーナーが設けられ、さらに県ホームページに掲載されることを、園だよりで知らせています。 		
16	提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> 業務の基本や手順が明確になっている。 分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 マニュアル見直しを定期的に行っている。 マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育園業務マニュアルに、運営理念・保育理念・保育目標・保育計画が明記されています。さらに虐待・保育室衛生・食物アレルギー対応・感染症・食中毒対応マニュアルが作成され、手順や注意事項が詳細に記載されています。 保健衛生や感染症マニュアルに関しては、新しい情報を基に見直しが行われ、職員に周知されています。 保育園業務マニュアルを具体的にした、尾崎保育所の独自マニュアルも作成され、見直しも行われ、その内容も職員に周知されています。 		
17	保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> 問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> 園庭開放の日程は年間計画書、園だよりや市報などで周知されています。月1回の園庭開放には3組の親子が参加し、その様子は記録されています。 園見学希望者は園長が対応し、保育内容や行事等の説明を行い、質問にも答えるなど丁寧にこなされています。 		
18	保育の開始に当たり、保育方針や保育内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> 保育の開始にあたり、理念に基づく保育方針や保育内容及び基本的ルール等を説明している。 説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。 説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 保育内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。

(評価コメント)	
<ul style="list-style-type: none"> ・新入園児の保護者に対し入所前に説明会が行われ、保育所の理念、基本方針及び保育内容や行事等が、丁寧に説明されています。 ・説明会の際には、家庭調査票やお子さんの状況調査票を基に、保護者と面談し、その後同意書の記入がされています。 ・持ち物等で変更があった場合には、在園児の保護者に対しても、園だよりや掲示板等で周知されています。 	
19	<p>保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■保育課程は、保育理念、保育方針、保育目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 ■施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。
(評価コメント)	
<ul style="list-style-type: none"> ・全体的な計画には、運営理念・保育方針・保育目標や発達過程が組み込まれ、作成されています。 ・保育内容は一人ひとりが様々な活動に楽しく参加し、個々に合った支援が出来るように作成されています。 ・全体的な計画は、年度末に、各年齢のリーダー及び前後のクラスリーダーとの話し合いを持ち、職員会議で、発達過程を確認しながら作成されています。 	
20	<p>保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■保育課程に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■3歳児未満、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ■ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
(評価コメント)	
<ul style="list-style-type: none"> ・全体的な計画に基づき、年間指導計画・月間指導計画などの長期指導計画及び、週案・日案などの短期指導計画が作成されています。 ・0, 1, 2歳児や障害児に対し、個別指導計画が作成され、計画に基づき保育が行われています。 ・子どもの発達過程に応じて、生活や季節の変化を考慮したねらいを立て実施され、その振り返りが行われ、その内容も記録されています。 ・指導計画については、全職員が同じ思いで子どもと接することが出来るように、情報共有が行われています。 	
21	<p>子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 ■好きな遊びができる場所が用意されている。 ■子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 ■保育者は、子どもが自発性を発揮できるような働きかけをしている。
(評価コメント)	
<ul style="list-style-type: none"> ・砂場遊具は砂場近くに置かれ、すぐに取り出して遊べるようになっています。玩具の写真も棚に貼り、片づける場所が分かりやすいように工夫され、子どもの自発性が発揮できるように働きかけられています。 ・戸外遊びを十分に楽しみ、草木や遊具を使って発想豊かに遊びを展開できる、庭の広さが確保されています。 ・0, 1, 2歳児の保育室は、マットの色を変えたコーナーを設置し、安全で自由に遊べるように工夫されています。 ・3歳以上児は、自由に玩具を取り出し遊んだり、遊びこめるように移動式のコーナーが用意されています。 	
22	<p>身近な自然や地域社会と関われるような取組みがなされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、保育に活用している。 ■散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 ■地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 ■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常保育の中に取り入れている。
(評価コメント)	
<ul style="list-style-type: none"> ・所庭周りに植物が植えられ、子どもたちは、花や実をとって色水遊びやままごとに利用するなど、自然に触れています。室内で飼育されているメダカやカブトムシは、子どもたちが交代で餌をあげながら観察が行われています。 ・小学生との交流や中・大学生の職場体験、お年寄りを招待しての行事など、地域との交流が図られています。また、交通安全指導員・消防署員・歯科衛生士等働く人との関わりも、積極的に行われています。 ・年長児は市の大型バスで茨城県自然博物館に出かけ、社会施設のルールやマナーを知るなどの社会体験の機会が、設けられています。 	

23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■ けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 ■ 順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■ 子どもが役割を果せるような取組みが行われている。 ■ 異年齢の子どもの交流が行われている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの気持ちを受け止め、相手の気持ちを伝えながら、お互いを認め合うような言葉かけをしています。 ・けんかやトラブルが発生したときは、子どもの気持ちを代弁し、子どもの気持ちを伝えるなど仲立ちをし、子ども同士で解決できるように見守られています。 ・3歳以上児クラスは、当番活動を通し、自分の役割を知らせる取組みが行われています。 ・大きい子が小さい子をいたわり、かばいあう姿が見られるなど、生活の中でも、役割が果たせるような取組みがあります。 ・異年齢交流の年間指導計画が作成され、ハロウィーンや園外保育、伝承遊び、お別れ会などで交流が図られています。 		
24	特別な配慮を必要とする子どもの保育	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■ 個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■ 個別の指導計画に基づき、保育所全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 ■ 障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。 ■ 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■ 保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別配慮が必要なお子さんに対し、子どもたちの中でお互いが育ちあえるように、保育士の言葉かけや対応に心がけるなどの配慮がされています。 ・個別指導計画が作成され、日本保育サービス内や東葛支会の発達障害の研修を通し、知識が深められています。 ・課題について、職員間で話し合わせ、共通理解のもと保育が行われています。 ・嘱託医・市の教育相談員・日本保育サービスの臨床心理アドバイザーなど、専門機関の指導助言を受け、きめ細かい指導が行われています。 ・定期的に保護者との話し合いが行われ、その内容は記録されています。 		
25	長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 ■ 担当職員の研修が行われている。 ■ 子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長時間保育の引継ぎは、口頭と日誌で行われ、日誌には重要事項や与薬・アレルギー・補食・夕食などの内容が記載され引き継がれ、必要によっては保護者にも説明されています。 ・早番・遅番の担当者の話し合いが行われ、職員間の意思疎通が図られています。 ・担当する職員の1名は固定され、保育にあたることによって、子どもが安心する環境が整えられています。 		
26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、保育参観、保育参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■ 保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 ■ 就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、保育所児童保育要録などが保育所から小学校へ送付している。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者との面談を行い、園での子どもの様子を伝えるとともに家庭での様子を聞き、子どもの成長発達が確認されています。 ・保護者からの相談にはクラス担任が対応し、必要に応じて園長面談が行われています。その内容は記載され後、全職員に回覧し、共有されています。 ・幼保小連絡協議会は年2回行われ、家庭や園での子どもたちの様子が話し合われるなど、小学校との連携が図られています。 ・尾崎・川間保育所の年長児が、尾崎小学校の1年生との交流する機会が設けられ、小学校生活への興味関心が高められています。 ・就学する子どもの様子は、保育所保育要録に記載され、年度末に学区内の小学校に出向き、引継ぎの際に渡されています。その他の学区に郵送されています。 		

27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健計画が作成され、それに基づき毎月の発育測定・年2回の内科検診・歯科検診・尿検査が行われ、その結果は記載されています。保護者には書面で伝えられています。 ・毎日の子どもの健康状態は、送迎時に担当が子どもの様子を確認し、保護者の情報と共に看護日記に記載され、全職員が共有できるようになっています。 ・日々の子どもの様子に異常がないか観察し、変化があった場合には、写真も撮り一緒に保存されています。園長が対象児の保護者と面談を行い、その内容は保育課や本部に報告されています。 ・市の要保護児童対策協議会が毎月開催され、提出された報告書に基づいて話し合わせ、虐待防止につなげられています。 		
28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育園業務マニュアルに「緊急(怪我・病気・事故)の対応」が明記されています。 ・体調不良や怪我が発生した場合には、看護師と嘱託医に相談し、保護者に連絡されています。 ・日本保育サービスと野田市の感染症マニュアルに基づいて、職員に感染症対策が周知されています。 ・日本保育サービスは感染症予防対策として感染症情報収集システムを導入し、感染拡大が疑われる場合には、野田市の保育課や保健所との連携を図り対応する体制が整えられています。 ・事務室にはベットが置かれ、子どもの疾病等に看護師が対応できるようになっています。救急用の薬品、材料は看護師の管理のもと常備され、全職員が対応できるようになっています。 		
29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 ■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食育計画は、子どもや保育士が楽しみながら行う食育を目指し取り組まれています。 ・所庭のプランターや畑で収穫した野菜を給食室で調理したり、クッキング保育で野菜を洗ったり皮むきの手伝いをするなどで調理をする人への感謝の気持ちを持つよう取り組まれています。 ・食物アレルギー対応マニュアルに基づき、医師の診断のもと除去食や代替食が提供されています。栄養士・看護師・担任と半年に1回はアレルギー面談が行われ、子どもの状況の共有が図られています。 ・誤食防止のため、提供する職員同士は、表の確認・声出し確認を行ってから提供されています。提供する際は、専用のエプロン・帽子の着用や専用のトレーが使用され、さらに、机は他の子とは別にするなど防止策がとられています。 ・給食の量や偏食については、一人ひとりの子どもに合わせて提供されています。 		
30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。

<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・室内換気を心掛けると共に、1日に2回温度、湿度を計測し記録しています。冬期は加湿器を稼働させ、適度な湿度を保つよう配慮がされています。 ・職員、子ども達には手洗い、うがいを徹底し保護者にも協力を呼びかけています。嘔吐や下痢などの場合について看護師による正しい処理方法の研修が全員に行われています。 ・職員は保育に入る前、衛生チェックを行い手洗い身なり等にも十分注意して子どもと接するようにしています。 	
31	<p>事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■ 事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■ 設備や遊具等保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■ 危険箇所点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故やトラブルが発生した場合、マニュアルに基づき「アクシデント・トラブルレポート」「インシデント・レポート」の作成が定められ、発生原因の分析、再発防止策を全職員で対応しています。 ・運営本部から他園でのアクシデント情報が入った場合、各クラスでの検討結果を本部に提出し、園でも共有化が図られています。 ・安全チェック表により安全点検がされていますが、管理者への報告が確実にされるよう様式の工夫が望まれます。 ・不審者が確認された場合は、すぐにセコムに出動要請するシステムが設置されています。 ・不審者対策訓練を年に2回行い課題が話し合われています。 	
32	<p>地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■ 定期的に避難訓練を実施している。 ■ 避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■ 立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■ 利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時対応マニュアルに基づいて災害発生時の対応や、自衛消防組織編成表で役割分担が明確になっています。 ・避難訓練は毎月時間帯や状況を変えて行ない、年1回は消防署の立ち会いと指導のもと避難訓練、消火訓練が実施されています。 ・災害に備え非常食、水、携帯トイレ、アルミブランケット等が備蓄されています。 ・子どもや職員の安否確認は緊急連絡用携帯電話、緊急時メール配信システム、災害時優先電話が設置され運用されています。 	
33	<p>地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の子育てニーズを把握している。 ■ 子育て家庭への保育所機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 ■ 子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 ■ 地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■ 子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の子育てニーズを受けて休日保育が行われています。 ・園庭開放は月1.2回実施し、保育所の子ども達と遊んだり、園内を見学しながら交流の場を提供し、身体測定や育児相談などが行われています。 ・隣接の借用している畑では、敬老会の方々のお手伝いで芋の植え付けや収穫のお手伝いなど、地域のお年寄り子ども達との交流が広がっています。 ・自治会の協力を得て毎月の園たよりが各家庭に回覧され、地域の方々に情報が発信されています。 	